財政健全化法の概要について

制度の概要

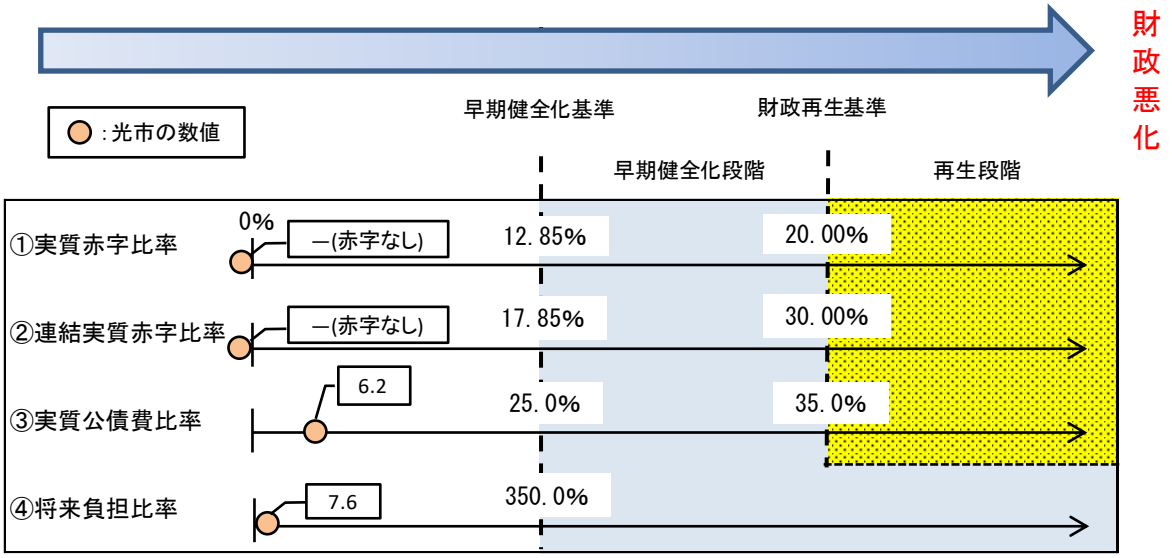
平成１９年６月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（通称：財政健全化法）」が公布され、地方公共団体は毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査を受け、その意見を付して議会に報告するとともに市民の皆さまに公表することとなりました。

健全化判断比率は、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の４つの指標で、それぞれの指標に応じて「健全」「早期健全化」「財政再生」の３つの段階に区分されます。資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定するもので「健全」「経営健全化」の２つの段階に区分されます。

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、財政健全化計画等を策定し、自主的に健全化に向けて取組みます。また、健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、財政再生計画を策定し、国の監視下のもと、厳しい歳出削減などを実施し、財政の再生に取組むこととなります。

健全化判断比率及び資金不足比率の公表は、平成１９年度決算から、また、基準以上となった場合の計画策定等の義務付けは、平成２０年度決算から適用されています。

〇令和７年度決算における光市の早期健全化基準・財政再生基準



各指標の概要

（１） 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に占める割合

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

（２） 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に占める割合

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

（３） 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模等に占める割合の３か年平均

$$\text{実質公債費比率（３か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（４） 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき負債の標準財政規模等に占める割合

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（５） 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に占める割合

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$